

山口市における入札・契約制度の改正について

1 「建設コンサルタント業務等最低制限価格」及び「建設コンサルタント業務等積算内訳書事後公表」制度の改正について

本市が発注する地質調査業務、測量業務（地籍調査を除く。）、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）においては、受注者の経営基盤の安定や、当該契約に係る業務に従事する労働者の賃金等へのしわ寄せを未然に防止するとともに、適正な履行の確保を目的として、平成30年4月から設計金額が1,000万円以上の建設コンサルタント業務等に最低制限価格制度を導入してきたところですが、さらなるダンピング受注防止対策の強化のため、設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務等に最低制限価格制度を適用するよう、改正を行います。

また、競争入札の透明性や客観性の向上を図るため、設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務等について、積算内訳書の事後公表を実施します。

【関連要綱等】

- 75 山口市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領（一部改正）
- 76 山口市建設コンサルタント業務等積算内訳書事後公表要綱（一部改正）

2 建設工事に係る社会保険等未加入対策について

平成30年10月1日以降、入札公告又は指名通知等（随意契約を含む。）を行う工事のうち、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について、一次下請業者（注1）は原則社会保険等加入業者に限定します。

（注1）「一次下請業者」は、建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

【関連要綱等】

- 社会保険等未加入対策について
- 社会保険等未加入対策に係る契約約款の改正について
- 42 山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単債用・国債用）（一部改正）

3 建設工事請負契約に関する提出書類等の簡素化について

「工程表」、「下請負人届予定表」、「下請工事発注・資材利用状況報告書」については、市への提出方法として「電子メールによる提出」を可能とします。

4 施行期日

平成30年10月1日以降に入札公告又は指名通知等を行うものから適用します。

5 注意点

各種要綱・様式等を変更しておりますので、入札・契約の際は最新の要綱・様式等を必ず御確認ください。